協政第２９０号

令和７年３月１４日

連合町会長　各位

習志野市長　宮本　泰介

（公印省略）

地区連合町会長変更届の提出について（依頼）

早春の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では毎年、市内の連合町会を含む町会・自治会等の名簿を作成しております。

つきましては、令和７年度の名簿作成のため、変更のある場合は下記に従い、地区連合町会長変更届を御提出くださいますようお願いいたします。

また、参考資料として「自治活動支援制度（令和７年度版）」を送付しますので、御査収ください。

記

１．提出物

別添「地区連合町会長変更届」

※内容に変更がない場合、提出は不要です。

２．提出期限

令和７年４月４日（金）

３．提出方法（いずれかをお選びください）

（１）郵送：宛先〒275-8601 習志野市役所協働政策課 宛

※郵便番号と部署名のみで配達可能です。

（２）ファクス：ファクス番号 047-453-5578

（３）メール：アドレス [kyodo@city.narashino.lg.jp](mailto:kyodo@city.narashino.lg.jp)

※回答票若しくは同内容を送信。

（４）WEB回答：以下URL若しくは二次元コードから回答できます。

【ちば電子申請サービス】

(https://apply.e-tumo.jp/city-narashino-chiba-

u/offer/offerList\_detail?tempSeq=42153)

４．提出いただいた内容の利用目的

（１）国や県からの案内通知

（２）公共工事（道路工事、下水道工事、ガス・水道工事等）の事前説明

（３）開発行為（戸建て分譲住宅、集合住宅等の建設）に伴う事前協議

（４）町会・自治会等の加入や集会施設の利用、町会費等に関すること

（５）町会・自治会長等を対象とした行事の案内通知

（６）町会・自治会等の相互連絡

※業者等への情報提供は協働政策課窓口のみといたします。

（原則、電話・FAX・メール等での情報提供はいたしません。）

※各町会で定めた会則や区域の変更があった場合は、併せて御提供いただけますと幸いです。

※町会長名簿が更新されるまでお時間をいただく場合があります。行き違いで前代表者様に資料等が送付されてしまった際は御容赦ください。

５．注意事項

個人情報の提供に伴う同意の意思を確認させていただくため、新たに就任される会長様に御記入いただきますようお願いいたします。

【事務担当】

習志野市 協働政策課 まちづくり推進係

担当：髙橋、緑川、晴山、湯本

電話：047-453-9301(直通)

FAX：047-453-5578

MAIL：[kyodo@city.narashino.lg.jp](mailto:kyodo@city.narashino.lg.jp)

市役所からの回覧及び配布物の依頼は、**毎月第２・４火曜日**に行っております。

御協力をお願いいたします。